第４０号議案

豊川市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

豊川市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２７年５月１１日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

豊川市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例（平成２１年豊川市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第５条第４号中「第１３７条の１７」を「第１３７条の１８」に改める。

附　則

この条例は、平成２７年６月１日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。